

これまでの検討成果と今年度の検討会について

平成 28 年 10 月 28 日

1. これまでの検討成果

- 平成 27 年度、環境省は、「グリーン投資促進のための市場創出・活性化検討会」（以下「昨年度検討会」という。）を開催した。
- COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえ、今後我が国が温室効果ガスの長期大幅削減に取り組んでいく上では、再生可能エネルギー事業をはじめとした環境事業に幅広い投資家による民間資金を大量に導入していくことが不可欠である。昨年度検討会では、このことを踏まえ、近年国際的に普及が急速に進んでいる「グリーンボンド」に着目し、国内企業や地方自治体等によるグリーンボンドの発行・投資の促進に向けた検討を行い、報告書を取りまとめた。
- 報告書では、グリーンボンドの発行・投資には環境面のみならず財務面から見たメリットもあることが示された。

また、グリーンボンドの普及に向けては今後、①発行体や投資家に対するグリーンボンドに関する情報の周知、②具体的な発行・投資事例の創出、③グリーンボンド発行体が負担するコストや事務的負担の軽減、④実際は環境改善効果がなく、又はそれが不正に水増しされている（グリーンウォッシュ）債券が出回ることの防止等が有用であるとされた。

さらに、「我が国における市場の状況などを踏まえ、また、国際的なグリーンボンドに関する動きも見据えながら、我が国にマッチしたグリーンボンドに関する考え方を、本報告書の内容を土台にして、さらに整理していくとともに、ガイドライン等として取りまとめることも検討すべきである。」とされた。

2. 今年度の検討

- 昨年度検討会の報告書などを踏まえ、今年度は、環境事業へのさらなる民間資金導入の拡大をめざし、グリーンウォッシュ債券が出回ることを防止しつつグリーンボンドをさらに国内に普及させるため、発行体・投資家をはじめとするグリーンボンド関係主体の「実務担当者」が参考とすることができる「グリーンボンドガイドライン」(仮称) をとりまとめることを目的とし、検討会を開催することとする。
- 本ガイドライン策定にあたっては、国際的に広く認知されている「グリーンボンド原則」との整合性に配慮しつつも、グリーンボンドの普及が進んでいるとはいえない我が国の市場状況等を十分に踏まえた内容となるよう留意することが重要と考えられる。
- 検討スケジュールは、以下のとおりとしてはどうか。
 - 10月28日 第1回検討会（導入、各項目に関する議論1）
 - 12月上旬 第2回検討会（各項目に関する議論2）
 - 1月中旬 第3回検討会
(ガイドライン骨子、各項目内容に関する議論)
 - 1月下旬～2月上旬 パブリック・コメント（2週間程度）、第三者委員会
 - 3月上旬 第4回検討会（ガイドライン本文案に関する議論）
 - 3月下旬 とりまとめ
- なお、本ガイドラインは、法的強制力は持たないものの、市場において一定程度の影響力を有し、今後の我が国のグリーンボンド発行・投資が、本ガイドラインを参考にして行われるようになることも想定され、したがって、そのとりまとめに向けた議論については、透明性が確保される必要がある。このことから、①検討会資料及び議事概要の公開、②パブリック・コメント、③第三者委員会の審議を通じて、議論の透明性を確保することとしてはどうか。

以上